

# 入札説明書

奈良県議会事務局 公用車借入れ契約業務

令和8年5月

奈良県議会事務局

# 入札説明書

奈良県（以下「県」という。）が実施する「奈良県議会事務局 公用車借入れ契約業務」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義がある場合は、下記6の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

## 1 公告日

令和8年5月29日（金曜日）

## 2 競争入札に付する調達の内容

### （1）入札物件

奈良県議会事務局 公用車借入れ契約業務

### （2）納車日

令和8年9月26日（土）

### （3）契約期間

令和8年9月26日から令和13年9月25日まで（60か月リース）

### （4）納車場所

奈良市登大路町30番地 奈良県議会 公用車車庫

### （5）発注・契約課

奈良県議会事務局 総務課 総務係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話 0742-27-8950

FAX 0742-23-1404

### （6）その他詳細については、別に定める「奈良県議会事務局 公用車借入れ契約業務仕様書」のとおりとします。

## 3 入札方法等

入札は、1台分の月額リース料（60か月のリース料総額を60か月で除した額）で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告に示す要件を満たしているかの確認を受

ける必要があります。(1)で示す競争入札参加資格確認申請書の提出を電子入札システムにて行うとともに、(2)で示す書類を(3)で示す場所に提出期限までに提出をしなければなりません。

また開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 電子入札システムでの申請

競争入札参加資格確認申請書

(2) 持参又は郵送による提出書類(各1部)

(郵送の場合、封筒に「奈良県議会事務局 公用車借入れ契約業務に係る競争入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。)

① 契約履行実績証明書

過去2年間に国又は地方公共団体等と締結した、今回の契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を記載してください。

② 納入予定の車の仕様が確認できる書類(メーカーのカタログ等)

(3) 提出期限及び場所等

① 提出期限：令和8年6月11日(木)午後5時まで

持参の場合は、土曜日、日曜日を除き、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除きます。)の間とします。

郵送の場合は、一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかにより、令和8年6月11日(木)必着とします。

② 提出場所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県議会事務局 総務課 総務係(奈良県庁議会棟1階)

電話 0742-27-8950

FAX 0742-23-1404

③ 調整期日：令和8年6月16日(火)午後5時まで

(提出期限までに必要書類を提出し、補正を求められた場合は、調整期日までに再提出してください。)

(4) その他

① 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

② 提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

③ 提出された申請書等は返却しません。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格確認申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を令和8年6月19日(金)午前10時以降に電子入札システムにより通知します。

5 入札日程等

(1) 入札日程

手続き等		
入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から	入札情報公開システムによる公開
入札説明会	実施しません	
入札等に関する質問	令和8年6月3日（水） 午後4時30分まで	電子入札システムへの入力
質問に関する回答	令和8年6月8日（月）	電子入札システムによる回答
競争入札参加資格確認の申請	令和8年6月11日（木） 午後5時まで	競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出 ・電子入札システムへの入力（競争入札参加資格確認の申請） ・書類の提出場所 奈良県議会事務局総務課 総務係 （上記4（3）②で示す場所）
入札参加資格確認審査結果通知	令和8年6月19日（金） 午前10時以降	電子入札システムによる通知
入札書の提出	上記の入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から 令和8年6月23日（火） 午前9時30分まで	電子入札システムへの入力
開札	令和8年6月23日（火） 午前10時から	電子入札システムによる開札

（注）電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前8時から午後10時まで。

ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除きます。

各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到着期限となります。送信したデータが期限までにサーバに到着しなければ、受付したことになりません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕を持って行ってください。

## （2）入札書の取消し等

提出した入札書は錯誤による取消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

錯誤による入札を行った場合は、所定の「入札書錯誤無効届」を5（1）の開札の期日までに提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

### (3) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

再度入札（2回目）の締切日時については、原則として、開札日の午後3時以降に設定しますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ずご確認ください。なお、電子入札システムにより、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

## 6 問い合わせ先

### (1) 本件入札に関すること

4(3)②と同じ

### (2) 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号：0570-021-777

(平日：午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

E-mail：sys-e-cydeenasphehelp.rx@ml.hitachi-systems.com

## 7 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）に該当する者であるときは、免除します。

## 8 契約書作成の要否

### (1) 要します。

### (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、7で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

## 9 電子契約の可否

### (1) 可とします。

### (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を4の

(1)で示す競争入札参加資格確認申請書とあわせて電子入札システムにより提出してください。

#### 1 0 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、5 (3) のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合、再度入札 (2 回目) を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 再度入札 (2 回目) の開札で落札者がいない時は、再度入札 (2 回目) で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

#### 1 1 調達手続きの停止等

電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続きについて電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

#### 1 2 その他

- (1) 日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときには、この限りではないものとします。
- (5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。